

京都市都市計画局建築請負工事成績評定通知要領

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日、平成16年6月28日、平成17年3月31日、
平成23年5月23日、令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目第8条第3項に規定する検査の結果を受注者へ通知する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目において使用する用語の例による。

(通知の内容)

第3条 通知する内容は、京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領により評価し、採点した評定点の合計を通知するものとする。

(通知の方法)

第4条 検査職員は、検査の結果を完成検査確認通知書（第1号様式）により、受注者に通知するものとする。

2 検査職員は、完成検査確認通知書に係る簿冊を整備すると共に、完成検査確認通知書の写しを保管しなければならない。

(説明請求)

第5条 前条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に書面により、京都市長に対し、評定点について、説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第6条 前条の説明請求先は、検査職員の属する課の長とする。

(説明請求に対する回答)

第7条 検査担当課の長は、受注者から評定点について説明を求められたとき、速やかに工事成績評定の内容説明書（第2号様式）により回答しなければならない。

2 検査担当課の長は、工事成績評定の内容説明書に係る簿冊を整備するとともに、説明請求の書面及び工事成績評定の内容説明書の写しを保管しなければならない。

(工事成績評定の内容説明に対する苦情)

第8条 検査担当課の長は、受注者から工事成績評定の内容説明に対する苦情を申し出られたときは、京都市入札及び契約に関する苦情処理要綱（行財政局）に基づき処理を行うものとする。

この要領は、平成１２年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年５月２９日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成１５年６月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事成績評定通知要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成１６年６月２８日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成１６年７月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月３１日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事成績評定通知要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成２３年５月２３日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成２３年６月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事成績評定通知要領の規定は、平成２３年４月１日以後に契約した工事から適用する。

附 則（令和２年３月３１日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事成績評定通知要領の規定は、令和２年４月１日以後に契約した工事から適用する。

完成検査確認通知書

都企総第 号
年 月 日

（受注者）

様

京 都 市 長
（担当 都市計画局都市企画部都市総務課）

下記工事について、設計図書、仕様書、及びその他関係図書に基づき完成検査を行った結果、これらのとおり完成したことを確認しましたので、工事請負契約書に基づき通知します。

また、京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を合わせて通知します。

評定に疑問のあるときは、京都市入札及び契約に関する苦情処理要綱に基づき、この書面を受理した日から14日（「休日」を含む。）以内に、評定の内容について説明を求めることができます。

なお、京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領、京都市入札及び契約に関する苦情処理要綱については、ホームページにおいて閲覧することができます。

説明を求める場合の問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

工 事 名

検査年月日

評 定 点 点 項目別評定点は、別表のとおり

問い合わせ先 京都市都市計画局都市企画部都市総務課
（検査担当 TEL： — — ）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

工事成績評定の内容説明書

第 号
年 月 日

(受注者)

様

京 都 市 長
(担当 都市計画局都市企画部都市総務課)

年 月 日付けで請求があった工事成績評定の内容説明について下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、本市工事契約苦情処理検討委員会の委員長に対してその疑問の旨を付して、この書面を受理した日から14日(「休日」を含む。)以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は本市工事契約苦情処理検討委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

再説明を求める場合の書面の送付先は下記のとおりです。

記

工事名

ただし

工事

工事

説明内容

送付先 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局都市企画部都市総務課